

# 時評

## 原発余生 ——このままでは終われない



弁護士  
広田次男

### ◆はじめに

原発事故から10年2ヵ月を経ました。私の事務所は福島第一原発に最も近い場所にあります。

事故後、暫くの考慮期間を経て、私の残りの人生は「原発余生」として、原発事故の被害者に寄り添うことに、可能な限りの努力をすることを決意しました。

その後、6次にわたる集団賠償請求、避難者の自殺事件、土砂運搬船の流失事件、被曝労働者の賠償請求、危険手当支払請求等々の事件を経て、東電を中心とする「原子カムラ」の二枚舌に翻弄されてきました。

その一端を紹介することにより、事故の本質を理解する一助になれば幸いです。

### ◆廃炉資料館

2018年に、富岡町のメインストリートに東電が開設しました。

圧巻は、2階の「反省と教訓」の映像です。いわく「(今回の事故を防ぐために)まだまだできることがあったと深く反省しています」から始まり、「津波に対して有効な対策を検討する機会が事故前に4回ありました」として、4回の具体的事例を紹介し、その機会を逃してしまった原因として、「大規模な改修が原発の安

全神話に疑念を抱かせる結果に繋がりがねないとの危惧」「莫大な費用」などを挙げています。

まさに平身低頭、真摯に事故の原因を分析し、反省し、謝罪しているのです。

この東電が、全国では30超といわれる集団訴訟事件の全てにおいて、責任を否定し、謝罪を拒否しているとは、「露にも」想像する事もできない内容です。

### ◆危険手当

2014年4月4日衆議院・経済産業委員会において、当時の東電社長は、「福島第一原発の現場で危険を冒して働いておられる方々に、マスクをつけた場合には2万円、ボンベ・アノラックを装着された場合は3万円」「末端の一人、一人まで行き渡るように、いろいろな対策」を施す旨(いわゆる危険手当の支払)を証言しています。

同様な証言は、衆議院・環境委員会においても繰り返され、いわき市議会でも行われました。しかるに、末端労働者には、危険手当の支払は全くないか、良くて5000円でした。

1次、2次(原告数各4名)、3次(原告数39名)と次々と原発労働者を組織して提訴しました。

東電の答弁は、国会証言の存在、内容は認めるが、支払の法的義務はないというものでした。

2016年に始まった裁判は、東電の手強い抵抗により、約6年間のうちに次々と請求棄却となり、その間、私は、支部長判事を3回にわたり、忌避するという、かなり際どい訴訟進行でした。「国会なんかで東電が話したことを本気にするなんて、純情

だね」と馴染の酒場の女将に言われたような気分打ちのめされながら「今度こそは」と第4次の訴状に工夫を凝らしています。

### ◆原子力規制庁・中間報告

本年3月下旬、原子力規制庁は「福島第1原子力発電所事故の調査、分析に係る中間取りまとめ」を発表しました。専門家の意見を聞いたところ、特筆すべきは以下の2点でした。

①1、2号機共用の排気筒には、ベントガスを排気筒頂部まで導く配管が存在していない点。

このことは、国も東電もシビアアクシデントについて本気で検討をしていなかったことを意味します。

②2、3号機の格納容器上部の蓋に合計7京ベクレル超の放射性物質が存在する点。

このことは、2011年の事故時に放出された放射性物質は1.5京ベクレルで、その8割は海に流れ、地上に降ったのは0.3京ベクレルとされているので、今回発表された7京は、その23倍超にもなり、蓋は地上約30メートルの高さにあるため、地震や台風などにより、放射性物質が拡散されることを意味します。このようなことが10年間で曖昧なままであったのは誠に不思議としか言いようがありません。

### ◆最後に

原子力規制委員会の前委員長は「日本の原子力政策は嘘だらけ」と言明しています。この言葉を体感してきた10年間でした。

しかし、このままで終わりにするつもりは毛頭ありません。  
(ひろた つぐお)